新型コロナウイルス

対策緊急支援資金に係る利子補給事業について

高根沢町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業等の早期復旧を支援するため、本町の新型コロナウイルス対策緊急支援資金の融資を受けた中小企業等に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給金を交付しています。

対 象 者	令和2年4月 24 日から令和3年3月 31 日までに 新型コロナウイルス対策緊急支援資金の融資を受けた中小企業等
 利子補給金の	<mark>完済後 I 回</mark>
交付回数	※町から交付対象者へ直接利子を補給します。
利子補給金額	金融機関に支払った利子(遅延損害金を除く)の合計額(繰上返済等により金融機関からの返戻金が発生した場合には、その額を差し引いた額) ※融資期間の延長又は返済方法の変更があった場合においては、当初の融資実行時の返済計画に基づき支払ったとして算出された利子の合計額が上限となります。
利子補給 申請期間	借入金完済日から起算して3箇月以内
提出書類	①新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給金交付申請書兼請求書(様式第1号)※金融機関の証明が必要になります。②利子補給金振込先口座がわかるもの
提出期限	借入金完済日から起算して 3箇月以内
提出先	高根沢町産業課(第2庁舎2階)

<お問い合わせ先>

高根沢町産業課商工観光係

TEL:028-675-8104 FAX:028-675-8114 Mail:syoukou@town.takanezawa.tochigi.jp